

IVF-D 継続のための審査申請書

本書は、2023年11月1日現在、IVF-Dの治療をしている夫婦が対象です。10月31日以前に当院での採血検査にて妊娠判定済みの場合は対象ではありません。

当院は重大なガイドライン違反を受け、ガイドラインの改定とAID、IVF-D開始までの過程における審査を複数新設いたしました。皆様は既にIVF-Dの治療を開始されているためこれらの審査を経ることはありませんが、旧ガイドラインに記載された治療開始までのフローでは不十分と考えられる部分については、本書をもってご夫婦のご意向をお聞きし治療継続の可否を審査させていただきます。

※主なガイドライン違反とは：「夫の死を知らせず胚移植を行った」「子どもへの告知を行わない」「ドナーの周辺情報を受け取らない」

- (1) 現在、夫婦に疾患はありますか。また既往歴を改めてお聞かせください。

現在の疾患：

既往歴：

- (2) 公式見解を読んで、本件における問題点についてご夫婦で話し合ったことを記載してください。

IVF-D についての法整備はまだされていないことについて

治療中に夫婦関係が【離婚または死別】した場合、夫が同意しない治療は中止されることについて

今後の夫婦の意思確認は移植日当日の夫からの電話と来院又は写真の提出で行うことについて

本治療において子どもの福祉とドナーの権利保護は最重要事項であることについて

その他公式見解を読んで夫婦で話し合ったことを記入してください。

(3) 夫が絶対的不妊であることに普段の会話で触れることはありますか。当てはまるもの全てにチェックを入れてください。

- ない
- 治療の話をするときに触れることがある
- 夫婦の治療以外の日常会話で触れることがある

具体的に

- 両親との会話で触れることがある
- 職場、友人との会話で触れることがある
- その他

- (4) 新ガイドラインでは「⑧出自を知ることは生まれてくる子どもにとって基本的な権利であり、親から子どもへの告知は当然必要なことであると自ら考えている夫婦であること」という要件が加わりました。あなたが、告知は当然必要なことであるとする理由を具体的にお書きください。

- (5) 生まれてくる子どもへの告知はいつ頃を予定していますか。当てはまるもの全てにチェックを入れてください。

- 妊娠中 0歳（6か月以内） 0歳（7か月～11か月）
 1歳 2歳 3歳 4歳以上 まだ考えていない

- (6) 予定している具体的な告知の方法をご記入ください。

- (7) 当院は、もし再び重大なガイドライン違反が起こった場合には、凍結胚がある場合を含めて全ての IVF-D 治療を終了します。

- はい、その可能性も含めガイドラインを遵守し治療継続を希望します。
 いいえ、治療の継続を希望しません。

最後に

この治療に関する法整備はまだできておらず、ドナーの立場は必ずしも安全なものではありません。それでもなお、善意と覚悟をもって提供してくれているドナーは「精子」ではなく「人」なのです。夫婦だけでなく、他人の人生を巻き込む治療をしていることを忘れないでください。

- 本書は、2023年11月1日現在、IVF-Dの治療をしている夫婦が対象です。10月31日以前に当院で行ったhCG検査にて妊娠陽性判定済みの場合は対象ではありません。
- 本書は、夫婦それぞれが記入し、11月30日までに提出してください。提出方法は、来院か、配達記録が残る方法での送付をお願いします。送付の場合は30日必着です。
〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-8-10
はらメディカルクリニック 受付宛（電話03-3356-4211）
- IVF-D継続のための審査結果は、本書提出から（書類到着日から）21日以内にメールにてお知らせします。結果までの間、治療は中断されません。審査の結果、カウンセリングや面談が必要と判断した場合は、その時点で一度治療は中断します。審査の結果、IVF-Dは終了とする場合があります。精子提供による生殖補助医療の同意書44項の通りです。

記入日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

住所 〒 _____ - _____

署名 _____ (診察券番号： _____)

当院使用欄

結果	通知日	通知担当	審査日	審査担当	受領日	受領者
可 ・ 否	／		／		／	